



## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

#### ■ 一関市の森林と林業の現状

一関市の森林面積は、78,918haで、市の総面積の62.8%を占めている。森林面積に占める民有林の割合は、岩手県が66.9%となっているのに対し、本市は87.9%と高く、木材生産をはじめとした森林が有する多面的機能の発揮のためには、69,397haに及ぶ民有林の森林整備が重要になる。また、民有林のうち公有林を除く私有林の人工林面積は22,945haと、全国26位となっている。

本市の素材（丸太）生産量は、2021年に100,248m<sup>3</sup>で岩手県内3位となっている。ある自治体における生産額の産業別構成比を全国平均の構成比と比較した産業別特化係数をみた場合、一関市の林業は、全国平均を1.0とした場合に5.40となっており、市内の産業でも最も高い産業となっている（2018年）。

森林資源の高いポテンシャルを有している本市であるが、将来にわたって林業経営を持続させ、森林の多い中山間地域における暮らしを維持していくためには、経済面、環境面、社会面の様々な課題に取り組む必要がある。

人の手で苗木を植え付けた人工林においては、収穫期の伐採まで一般的に植林後50年程度を要し、それまでに、雑草木の下刈りや目的木以外を伐採する除伐、生育不良木を間引きする間伐といった育林作業が不可欠である。

このように、林業は収入を得るまでに長期間を要することや、木材価格の低迷に伴い、育林費用を上回る収入が得られないことなどから、森林所有者の森林整備に対する関心は低下している。市内の一部地域で先行的に実施した森林所有者への意向調査では、「所有林を売却したい」、「経営や管理をほかに依頼したい」という者が半数近くに上っている。また、森林所有者の高齢化や世代交代により、自身が所有する森林の境界や状況を把握している者の割合は小さい。

森林を価値ある資産として捉え、その価値を向上させるための林業経営への意欲が失われていることから、伐採跡地への植林が行われず、間伐の実施面積が減少するなどの状況が生じている。

伐採した跡地面積に対して植林した面積の割合は、令和2年度が14.9%、令和3年度が25.5%と近年では2割程度となっている。植林がなされなければ、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用が途絶えてしまい、将来的に経済林としては成り立たない森林が増加する。環境面においては、二酸化炭素を吸収しながら成長する木が伐採された後に、再び植林されないままでは、地球温暖化防止機能も低下することになる。急傾斜地において伐採跡地への植林が行われないと、豪雨による土砂災害の危険性が高まる。

間伐実施面積は、2011年度の1,146haから2020年度の296haへと大幅に減少している。苗木を密植した人工林で一部の木を間引く間伐が行われなければ、日光が遮られて、木々の成長が抑制され、比較的高い価格で販売できる建築用材として利用できる木が少なくなることに加え、二酸化炭素の吸収量は、間伐した場合に比べ低下する。また、地面まで日光が届かないため下草が生えず、土壌がむき出しになり表土の流出が発生するおそれがある。

適正な森林整備を行いながら、経済的に持続できる林業を確立することは、安心して住み続けられる環境をつくることにもつながる。

所有林を自ら整備する自伐林家は高齢化により数少なくなり、危険を伴うことがある森林整備は、自ら行うものではなく、専門の業者に委託することが一般的となっている。植林や間伐といった育林作業は、本市に事務所を置く1つの森林組合が大半を担っており、森林所有者からの委託を受けて実施している。森林組合では、所有者の費用負担を低減するため、複数の所有者からなる森林を対象にして森林経営計画を策定し、一体的な施業の実施などにより合理化を図るほか、育林にかかる補助金を活用している。林業の経済的自立には、育林費用の低減と収入増加によって収益性を向上させることが重要となっている。

森林経営計画は、一定のまとまりのある森林において、5か年間における施業を計画したものであり、手入れがされている森林を表したものといえる。本市の民有林面積69,397haに対して、森林経営計画の策定面積は、14,020ha（2022年10月末時点）と20.2%となっている。森林組合が広大な面積の森林全ての整備を担うことは困難であり、適正な森林整備による木材生産や公益的機能の発揮のためには、既存の林業事業体に加え、地元の森林整備を自ら行う新たな担い手の創出が必要である。

#### ■ 林業と地域コミュニティの担い手

林業における収益性の悪化は、林業の担い手の確保と定着を困難にしており、林業就業者の高齢化が進んでいる。本市の林業就業者数は、総数が2010年の220人から2020年の222人へと横ばいで推移しているものの、65歳以上の割合は、2010年の20%から2020年の27%と大きく増加しており、長期にわたる林業経営を担う人材の持続性が危ぶまれる。林業就業者の減少と高齢化は、施業量の縮小につながり、手入れ遅れの森林が増えることにつながる。施業量に関する本市の林業作業日数は、2010年の89,490人日から2020年の53,100人日まで減少している。時期をほぼ同じくする間伐実施面積は、2011年度の1,146haに対し、2020年度は296haと4分の1と大幅に減少している。

また、中山間地域においては、林業に加え、観光や福祉など多様な産業を組み合わせ、地域に

また、中山間地域においては、農業に加え、かつては林業も重要な収入源であったが、身近にある森林資源を雇用や収入に結びつけられていない状況にある。雇用や経済の状況などの理由から、市内でも中山間地域が多い市町村合併前の旧町村で人口減少や高齢化の進行が早い。美しい農村景観の維持や農林業の持つ公益的機能の発揮を支えている集落コミュニティの担い手も減少している。

#### ■ 自伐型林業者の確保と育成

全国的には、所有林や地元の森林において、森林所有者や地域住民が、作業道を開設しながら、間伐によって収入を得る自伐型林業に取り組んでいる事例があるが、本市の森林所有者のほとんどは森林整備を森林組合をはじめとした林業事業体へ委託している状況であり、従来の林業と異なる自伐型林業は、市民に広く知られていない。また、令和4年度に行った自伐型林業の導入可能性調査で行った地元団体のヒアリングでは、関心を示す関係者がいるものの、長期的経営の視点に立った間伐や壊れにくい作業道を開設する技術は持ち合わせていなかった。

自伐型林業を実施している他の自治体においては、施業可能な林業者となるまでの技術を身につけるには、初心者の場合、3年ほど継続して研修を受講することが必要とされている。

#### ■ モデル地域の選定と施業森林の確保

自伐型林業者は、1年当たり3～5haの面積の間伐を行うが、同じ森林で10年間隔の間伐を毎年実施できるようにするためには、ある程度の木材を搬出生産ができる40～50年生程度の未整備林や放置林の確保が必要となる。自伐型林業の展開を進めるには、先行モデルとして施業できる30～50haのまとまった森林を集約化するため、森林の現況調査や所有者との協議を進める必要がある。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

現在、本市における林業は、森林所有者が自ら行うことはほとんどなく、林業事業体に委託することが一般的になっている。また、長期間にわたる林業の収益性の低さから森林整備に関心を持つ森林所有者も少なくなっており、林業就業者の高齢化も進んでいる。

「自伐型林業」は、森林所有者や地域住民が、所有林や自らが住まう地元の森林で自ら間伐を行い、間伐材の販売収入を得る林業経営である。その施業は、伐採した木の搬出を容易にするための作業道を整備して搬出コストを低減するとともに、森林全体の木の成長量を低下させない2割程度の弱度間伐を10年程度の間隔で繰り返し、定期的の間伐材の販売収入を得る多間伐施業という形態をとる。生育不良木を間引く間伐を繰り返すことで、残した良質な木が成長するため、一定面積当たりの森林が生産する木の質と量が高まっていくことになる。育林費用の7割は、植林や下刈りが占めるとされているが、自伐型林業は、一般的な林業のように、植林後50年程度で全ての木を皆伐し、再び植林するのではなく、70年を超える長期間にわたって間伐を続けながら良質材生産を行うことで、長期的に収入を得るとともに、森林に木を残しながら育林費用を抑えることができる。

森林は、木材生産だけでなく、地球温暖化防止などの公益的機能を有している。収穫期を迎えた森林の木を一斉に伐採する皆伐を行った後に植林がなされない場合、森林の二酸化炭素吸収量は大幅に減少してしまうが、自伐型林業では、間伐の割合が残った木の成長量を低下させない弱度間伐であるため、二酸化炭素の吸収量は増加し続ける。また、近年多発する豪雨により、地形や水の流れを考慮しない作業道や皆伐地を起点とした土砂災害が発生している事例が全国的には見られるが、自伐型林業では、森林に木を残し、幅員2.5m以下の環境に与える影響が小さく壊れにくい作業道を開設するため、予防・減災効果が高い。自伐型林業は、経済と環境を両立した持続可能な林業である。

本市における広大な森林の手入れを既存の林業事業体だけで担っていくことは容易ではなく、林業の多様な担い手を作り出し、適正な森林整備を進めることが、森林の経済的な価値の向上や森林の持つ公益的機能の発揮につながる。自伐型林業を推進している地域においては、林業を主業として、農業や地域資源を生かした副業を組み合わせた半林半Xで生計を立てて、中山間地域で定住する若者が生まれている。市が主体となって、自伐型林業の施業形態や他地域の事例を市民へ紹介するとともに、市民や移住者を対象として、自伐型林業の技術を身に着けるための研修を開催し、新たな林業の担い手を創出する。市は、地域おこし協力隊制度を活用し、林業への従事を希望する移住者を募集し、育成を図る。森林資源を活用した自立的な経営を行う林業者を作り出し、中山間地域の定住を進め、地域コミュニティの担い手を生み出していく。また、自伐型林業による間伐を増やしていくことで、木材生産の質と量を向上させるとともに、間伐後の成長による二酸化炭素吸収量の増加を図ることで、地球温暖化防止にも寄与していく。

森林資源の有効活用においては、価値の高い建築用材から順に、合板・集成材、紙パルプ用・燃料用チップまで余すことなく使う木材のカスケード利用の実現が重要である。本市では、市産木材を利用した住宅建築への助成や、未利用材を薪やチップボイラ用としての活用を進めるため、薪ストーブ設置補助や公共施設へのチップボイラの導入などの木質バイオマス推進に取り組んでいる。自伐型林業者が販売する間伐材の販売収入が増加するよう、市の木材利用施策と組み合わせながら、官民連携の取組を進める。

自伐型林業者の育成を通じて、第2期一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の「地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまち」や「環境と共生しながら、安心して住み続けられるまち」を目指す。

【数値目標】

K P I ①	多間伐施業による間伐実施面積						単位	ha
K P I ②	自伐型林業による就業者数						単位	人
K P I ③	施業研修の受講者数						単位	人
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	3.00	11.00	-	-	14.00	
K P I ②	0.00	0.00	3.00	3.00	-	-	6.00	
K P I ③	0.00	5.00	2.00	2.00	-	-	9.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

自伐型林業者育成事業

### ③ 事業の内容

#### ■ 事業の目的

広大な面積の本市民有林において、適正な森林整備を行い、木材生産機能や森林が持つ公益的機能を発揮するため、既存の林業事業体のほか、自ら地元の森林を整備する新たな林業の担い手を創出する。定期的に間伐収入を得ながら持続可能な林業経営を目指す自伐型林業者を育成するため、フォーラム実施や展示林の整備により自伐型林業の普及啓発と自伐型林業への関心を高めるとともに、各種研修を通じた技術の定着を図る。

林業者の創出を起点として、副業と組み合わせた半林半Xで生計を立てていく、中山間地域における暮らしのモデルを確立することで、定住促進を図る。また、木を残しながら間伐を続ける施業を展開することで、森林による二酸化炭素の吸収力を持続させ、地球温暖化防止に寄与する。

#### ■ 自伐型林業者の育成対象

自伐型林業者は、市民と移住者を対象に育成事業を進める。一つに、農業者や週末に森林整備を行うボランティア団体に加入する市民などを対象に育成を行い、林業を副業とした所得向上を目指す。二つに、中山間地域への移住者を対象に育成を行い、林業が主業となるような収入を上げ、副業との組み合わせにより生計を立てる定住モデルの確立を目指す。

普及啓発を目的としたフォーラム開催等により、市民の中から希望者の掘り起こしを行うとともに、本事業と並行して、高知県佐川町などの先行事例を参考に、地域おこし協力隊制度を活用し、林業への従事を希望する移住者を募集する。

#### ■ 事業の概要

##### 1 自伐型林業フォーラムの開催

長伐期の多間伐施業を主とした自伐型林業を全国で普及している団体から事例紹介を通じて、市民等へ自伐型林業を紹介するとともに、実践者をパネリストとしたディスカッションを開催し、希望者の掘り起こしを行う。参加者数は、100人程度を想定。

##### 2 自伐型林業体験研修の実施

初心者を対象に、基本的な自伐型林業の施業を体験してもらう。

①チェーンソー取扱講習

②間伐で残す木を選び不用木を伐採し、搬出できるよう枝払い、玉切りを行う造材研修

③林内作業車等を活用した間伐材の集材・搬出研修

④間伐材搬出に必要な作業道の開設研修

##### 3 施業研修

地域おこし協力隊や体験研修を経て、自伐型林業への本格参入を希望する者を対象に3～5日間程度の連日研修を複数回実施する。

##### 4 多間伐施業の展示林整備

研修林として活用するとともに、作業道の開設や間伐を進め、自伐型林業を実施した森林がどのようなものか、市民にわかりやすい形で見える化する展示林整備を行う。

##### 5 地域おこし協力隊受入れ集落の調査及び施業森林の集約化

自伐型林業者として育成する地域おこし協力隊を受け入れられるモデル集落となり得る想定森林の現地調査と、3年経過した卒業後に施業ができる森林を集約化するための森林所有者との協議を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

**【自立性】**

一般財源として、個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附金を財源とするほか、2024年度発行予定のJ-クレジットの販売益を財源とし、自伐型林業者の育成を図っていく。

育成のために実施する研修の参加費は有料とし、研修継続のための財源に充てていく。

また、本事業で育成し、就業した自伐型林業者が間伐を実施し、整備した作業道により、間伐材を搬出し、販売することで継続的な収入を得ていく。整備した作業道は、2回目の間伐以降も利用することでコスト低減が図られるとともに、間伐を繰り返すことで、良質材の割合が高くなり、木材の販売収入が増加することから、中期的に自立的な林業経営が確立できる。

#### 【官民協働】

市が中心となって、移住者の募集や普及啓発フォーラムの開催によって林業希望者を募り、自伐型林業に必要となる技術の定着を進める各種研修を実施する。技術を身に付けた受講者は、費用低減につなげる作業道の開設と間伐により生産する木材の質と量を高める施策を実施し、自立的な経営を確立するとともに、適正な森林整備によって、森林の持つ公益的機能の発揮を図る。また、生産した間伐材の販売が促進されるよう、市は木材利用関連施策を進めるとともに、自伐型林業者とともに間伐材の加工や商品開発などの高付加価値化を協働で取り組む。

#### 【地域間連携】

本市の下流域にあり、「森は海の恋人」植樹祭でつながりのある気仙沼市は、自伐型林業者の先進地であり、優良事例に学びながら、県境を超えた岩手県南・宮城県北の自伐型林業推進地域へ発展させたい。また、定住自立圏共生ビジョンを本市とともに策定している平泉町と連携策を検討する。



### 【政策間連携】

自伐型林業者を育成することは、林業の担い手創出にとどまらず、移住定住や起業創出、適正な間伐推進による二酸化炭素の吸収や木質バイオマスの利用促進による脱炭素化の推進など、一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標「地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまち」や「環境と共生しながら、安心して住み続けられる持続可能なまち」を実現することにつながる。

## 【デジタル社会の形成への寄与】

### 取組①

2023年度には、航空レーザー計測を用いて森林の単木ごとの樹種、高さ、位置等が把握できる3次元データを作成する。自伐型林業者が施業する森林の集約化にも当該データを活用する。

### 理由①

森林所有者の林業と自己所有林への関心は薄れているとともに、高齢化や世代交代で森林の現況を把握している所有者の割合は低くなっている。レーザー計測による3次元データを活用することで、自伐型林業に係る施業林の集約化作業に要する時間が大幅に低減される。

### 取組②

該当なし。

### 理由②

### 取組③

該当なし。

### 理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

産官学金労言などの関係者からなる一関市まち・ひと・しごと創生有識者会議において、事業効果などの検証を行い、事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

一関市まち・ひと・しごと創生有識者会議

【検証結果の公表の方法】

市ホームページにより、本会議の議事録を公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 38,710 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に

7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。